

# 愛知県公報

発行／愛知県 編集／総務局総務部法務文書課 (毎週火・金曜日発行)

## 目次

### 規 則

○愛知県県税規則の一部を改正する規則	第41号	(税務課)	1
○過疎地域における県税の課税免除に関する条例施行規則の一部を改正する規則	第42号	(同)	3
○愛知県都市公園管理規則の一部を改正する規則	第43号	(公園緑地課)	4
○建築基準法施行細則の一部を改正する規則	第44号	(建築指導課)	5

### 告 示

○薬物の濫用の防止に関する条例に基づく知事指定薬物の指定の失効	第298号	(医薬安全課)	6
○道路の区域の変更	第299号	(道路維持課)	6

### 選挙管理委員会告示

○政治団体の設立等の届出	第39号	(選挙管理委員会事務局)	6
○政治団体の設立等の届出の一部訂正	第40号	(同)	8

### 公 告

○落札者等の公示		(感染症対策課)	9
○大規模小売店舗の新設の届出		(商業流通課)	9
○大規模小売店舗の変更の届出		(同)	10
○愛知県立農業大学校始め3施設で使用する電気に関する一般競争入札の実施		(農業経営課)	12
○開発行為の許可に基づく工事完了		(建築指導課)	14

### 雑 報

○名古屋高速道路の料金及び料金の徴収期間の変更の一部改正		(名古屋高速道路公社)	14
------------------------------	--	-------------	----

## 規 則

愛知県県税規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
 令和四年七月五日

愛知県知事 大村 秀章



愛知県規則第四十二号

愛知県県税規則の一部を改正する規則

愛知県県税規則（昭和二十五年愛知県規則第五十八号）の一部を次のように改正する。  
第二十九条の十第一項中「第四十三条の七第二項」の下に「及び第二項」を加え、「及び」を「」並びに」に改め、同条第六項中「第四十三条の七第二項」を「第四十三条の七第三項」に改める。

第四号様式（その一）中

金 融 機 関 名		口 番	座 号
-----------------------	--	--------	--------

を削る。

第四号様式（その四）中

振 替 口 座	加 入 者
金 融 機 関 名	愛知県 県税事務所
	口 番
	座 号

を

振 替 口 座	加 入 者
------------------	-------------

に改める。

第四号様式の二(その一)中

振替口座	加入者
振替口座	愛知県 県税事務所
金融機関名	口座番号
	加入者

を

振替口座	加入者
振替口座	加入者

に改める。

第四号様式の二(その五)中

振替口座	加入者
振替口座	愛知県 県税事務所
金融機関名	口座番号
	加入者

を

振替口座	加入者
振替口座	加入者

に改める。

附則

- この規則は、公布の日から施行する。ただし、第二十九条の十の改正規定は、令和五年四月一日から施行する。
- この規則の施行の際現に改正前の愛知県県税規則の規定に基づいて作成されている納税通知書その他の用紙は、改正後の愛知県県税規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

過疎地域における県税の課税免除に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和四年七月五日

愛知県知事 大村 秀章

愛知県規則第四十二号

過疎地域における県税の課税免除に関する条例施行規則の一部を改正する規則

過疎地域における県税の課税免除に関する条例施行規則(令和三年愛知県規則第四十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「第28条の9第15項」を「第28条の9第20項」に改める。

第三条第一項第三号中「第四十三条の七第二項」を「第四十三条の七第一項本文」に改める。

様式第二中 第12条第3項 を 第12条第4項 に改め、同様式備考第三号を削る。

様式第三中 第45条第2項 を 第45条第3項 に改め、同様式備考第五号を削る。

様式第三中  
 「第12条第3項又は第45条第2項」  
 を  
 「第12条第4項又は第45条第3項」  
 に改め、同様式備考第三号を削る。

様式第四中  
 「第12条第3項又は第45条第2項」  
 を  
 「第12条第4項又は第45条第3項」  
 に改め、同様式備考第三号を削る。

附 則  
 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第三条第一項第三号の改正規定は、令和五年四月一日から施行する。

愛知県都市公園管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
 令和四年七月五日

愛知県知事 大村 秀章

愛知県規則第四十三号

愛知県都市公園管理規則の一部を改正する規則

愛知県都市公園管理規則（昭和五十二年愛知県規則第三十三号）の一部を次のように改正する。  
 第六条第二項中「者、」を「者又は」に改め、「又はサツキとメイの家を個人で利用しようとする者」を削る。

様式第九（その一）備考第三号中  
 「場合、」を  
 「場合並びに」  
 に改め、  
 「並びにサツキとメイの家を団体で利用する場合」  
 を削る。

様式第十（その八）を削る。

様式第十二(その二)備考第三号中

「利用、

」を

「利用並びに

」に改め、

「並びにサツキととメイの家の家の団体利用

」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年七月五日

愛知県知事 大村 秀章

愛知県規則第四十四号

建築基準法施行細則の一部を改正する規則

建築基準法施行細則(昭和四十六年愛知県規則第五十五号)の一部を次のように改正する。

第七条を削る。

第六条第一項及び第二項を削り、同条第三項中「特定建築物」を「鉄骨造若しくは鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物又はこれらの構造とその他の構造とを併用する建築物で、三階以上のもの又は床面積が五百平方メートルを超えるもの(次項において「特定建築物」という。)」に、「様式第七の四」を「様式第八」に改め、同項を同条第一項とし、同条第四項中「前三項」を「前項」に、「財団法人日本建築センター(昭和四十年八月七日に財団法人日本建築センターという名称で設立された法人をいう。)による工業化住宅性能評定を受けた」を「主要構造部が法第六十八条の十第一項の認定を受けた型式に適合する」に改め、同項を同条第二項とし、同条を第七条とする。

第五条の二中「はり付けなければ」を「貼り付けなければ」に改め、同条を第六条とする。

第十二条の表(一)項中「第五項若しくは第六項又は第八十七条の三第三項、第五項若しくは第六項」を「第六項若しくは第七項又は第八十七条の三第三項、第六項若しくは第七項」に改め、同条に次の三項を加える。

2 法第八十五条第五項又は法第八十七条の三第五項の規定による許可の期間の延長に係る申請をしようとする者は、省令別記第四十四号様式による申請書の正本及び副本に、前項の表(一)項(ろ)欄に掲げる図書を添えて知事に提出しなければならない。

3 知事は、前項の申請に係る許可をしたときは、省令別記第四十五号様式による通知書に、同項の申請書の副本及びその添付図書を添えて、当該申請をした者に交付するものとする。

4 知事は、第二項の申請に係る許可をしないこととしたときは、省令別記第四十六号様式による通知書に、同項の申請書の副本及びその添付図書を添えて、当該申請をした者に交付するものとする。

第十四条第二項中「定める書類」の下に「(省令別記第二号様式の第四面から第六面までによる書類を除く。)」を加える。

第二十四条第二項中「第五条の二」を「第六条」に改める。

様式第七の二及び様式第七の三を削る。

様式第八を削る。

様式第七の四中  
第6条関係  
第7条関係

」を  
」に改め、同様式(表)中  
第6条第3項

」を  
」に改め、同様式(裏)中  
第7条第1項

」を「  
すゝ隙間」を「  
隙間」に

改め、同様式を様式第八とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

**告 示**

愛知県告示第298号

薬物の濫用の防止に関する条例（平成24年愛知県条例第51号）第12条第1項の規定により、令和4年7月8日次の知事指定薬物の指定は失効する。

令和4年7月5日

愛知県知事 大村 秀章

- 1 2-（エチルアミノ）-2-（3-メチルフェニル）シクロヘキサン-1-オン及びその塩類（通称名 DMXE、Deoxymethoxetamine）
- 2 N,N-ジエチル-2-〔〔5-ニトロ-2-（4-プロポキシフェニル）メチル〕-1H-ベンゾ〔d〕イミダゾール-1-イル〕エタナミン及びその塩類（通称名 Protonitazene）
- 3 1-（シクロブチルメチル）-N-（2-フェニルプロパン-2-イル）-1H-インドール-3-カルボキサミド及びその塩類（通称名 CUMYL-CBMICA）
- 4 1から3までに掲げる物のいずれかを含有する物

愛知県告示第299号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、公示の日から1箇月間愛知県建設局道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和4年7月5日

愛知県知事 大村 秀章

道路の種類	路線名	道路の区域					
		新旧別	区 間	敷地の幅員	延長		
一般国道	151号	旧	新城市川田字山田平22番3地先から豊川市上野二丁目37番地先まで 豊川市大木町鑑水2番47地先から同大木新町通二丁目174番地先まで 豊川市麻生田町大荒子45番3地先から同上野二丁目37番地先まで	A 8.2～42.0 B 26.0～55.0 C 29.8～48.4	m 7.065 2.681 0.415	km	
		新	新城市川田字山田平22番3地先から豊川市上野二丁目37番地先まで 豊川市大木町鑑水2番47地先から同大木新町通二丁目174番地先まで 豊川市麻生田町大荒子45番3地先から同上野二丁目37番地先まで 新城市川田字山田平22番3地先から同字滝川原31番1地先まで	A 8.2～42.0 B 26.0～55.0 C 29.8～48.4 D 24.6～57.0	7.065 2.681 0.415 0.497		
	301号	旧	岡崎市切山町字大ゾレ20番116地先から同37番198地先まで	7.4～33.4	0.521		
		新	同	13.7～66.4	同		
	県道	豊川新城線	旧	新城市川田字本宮道4番21地先から同201番1地先まで 新城市川田字滝川原32番2地先から同字本宮道201番1地先まで	A 12.0～43.0 B 12.0～43.0	0.373 1.263	
			新	新城市川田字本宮道4番21地先から同201番1地先まで 新城市川田字山田平2番38地先から同字本宮道201番1地先まで	A 12.0～43.0 C 12.0～23.8	0.373 0.758	
豊橋下吉田線		旧	豊橋市石巻平野町字上郷12番1地先から同133番1地先まで	9.3～11.2	0.014		
		新	同	11.3～11.6	同		

備考 A、B、C及びDは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

**選挙管理委員会告示**

愛知県選挙管理委員会告示第39号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号。以下「法」という。）第6条第1項、第7条第1項、第17条第1

項並びに第19条第2項及び第3項の規定に基づき、次の政治団体から設立した旨、届出事項に異動があった旨及び解散した旨並びに次の者から資金管理団体の指定をした旨、資金管理団体でなくなった旨及び資金管理団体の届出事項に異動があった旨の届出があった。

令和4年7月5日

愛知県選挙管理委員会委員長 加藤 茂

1 法第6条第1項の規定に基づく届出に係る政治団体の名称等

〔国会議員関係政治団体以外のその他の政治団体〕

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
太田章男を育てる会	太田 章男	太田 章男	蒲郡市拾石町縄手添14番地8	令和4.5.11
尾張旭の子育て世代を応援する党	浅見 俊哉	浅見笑美子	尾張旭市白鳳町1-61-3	4.5.16
かねこ義信後援会	兼子 義信	兼子 義信	知立市西町亀池8番地1	4.5.2
さかいひとし後援会	都築 繁雄	岡田 卓二	豊田市畝部東町中切106番地	4.5.17
生活経済政策研究会	柴田 澄子	柴田 澄子	一宮市今伊勢町本神戸中町3	4.5.27
税理士による里見隆治後援会	梅原 一男	宮松 邦晴	名古屋市熱田区新尾頭三丁目4番3号	4.5.26
高松有美後援会	高松 有美	高松 有美	碧南市入船町4丁目38番地1	4.5.26
土屋ゆうじ後援会	土屋 祐司	土屋 祐司	豊橋市高師本郷町字東上63番地の2	4.5.20
寺本ひろこ後援会	寺本 弘子	寺本 辰也	みよし市三好丘5丁目1番地3	4.5.2
伝桜会	傳 三樹雄	中野 朗	名古屋市中区新栄2丁目22-13	4.5.16
名古屋・市民の会	田畑 和紀	田畑 和紀	名古屋市中村区大宮町2丁目36番地	4.5.12
松岡まや後援会	松岡 磨哉	伊藤 祐実	名古屋市長久手区西山本通2-12	4.5.27
三河の自動車産業の未来をつくる会	重徳 和彦	藤原 聖	西尾市花ノ木町1-12	4.5.31

2 法第7条第1項の規定に基づく届出に係る異動事項等

〔政党の支部〕

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	異動事項の内容		異動年月日
			新	旧	
愛知維新の会	杉本 和巳	主たる事務所の所在地	尾張旭市東大道町原田2493-2	尾張旭市新居町山の田3208-20	令和4.5.22
自由民主党みよし市支部	林 文夫	主たる事務所の所在地 代表者	みよし市三好町湯ノ前103番地 林 文夫	みよし市三好町弥栄55番地48 藤川 仁司	4.4.15
日本維新の会衆議院愛知県第10選挙区支部	杉本 和巳	会計責任者	三石菜美子	津下 鉄平	4.3.1
日本共産党名古屋熱田・中村・中川地区委員会	西田 敏子	会計責任者	石川 寿	月東 義博	4.2.11
立憲民主党愛知県第7区総支部	森本 和義	主たる事務所の所在地	長久手市久保山1810	長久手市坊の後1401	4.5.20

〔その他の政治団体〕

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	異動事項の内容		異動年月日
			新	旧	
岩月ひろし後援会	岩月 裕	会計責任者	岩月 裕	杉田加代子	令和4.5.26
小川サポーターズ	小川 俊之	会計責任者	伊東 由香	土屋 三保	4.5.23
加藤あつお後援会	加藤 厚雄	主たる事務所の所在地	碧南市籠田町2丁目82-6	碧南市籠田町2丁目88番地	4.5.6
小林孝幸後援会	小林 孝幸	代表者	小林 孝幸	安田 京司	4.5.24

		会計責任者	黒部 敏広	岩瀬裕次郎	
杉本和巳後援会	杉本 和巳	会計責任者	三石菜美子	津下 鉄平	4.3.1
すずもと昌秋後援会	三浦 茂	代表者	三浦 茂	鈴木 昌秋	4.5.18
税理士による今枝宗一郎後援会	天野 公道	会計責任者	佐々木研人	熊谷 浩恭	4.5.6
鷹羽博昭後援会	浅野 真二	代表者	浅野 真二	土手 一郎	4.5.22
		会計責任者	鷹羽 千尋	佐藤 嘉高	
中部政治経済会議	杉本 和巳	会計責任者	三石菜美子	杉本 和巳	4.3.1
長屋やまとを励ます会	長屋 大和	主たる事務所の所在地	津島市唐白町大門88	稲沢市日下部北町4-1-3	4.5.24
森の会	森本 和義	主たる事務所の所在地	長久手市久保山1810	長久手市坊の後1401	4.5.20

3 法第17条第1項の規定に基づく届出に係る政治団体の名称等  
〔その他の政治団体〕

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
岸本洋美後援会	岸本 洋美	令和4.5.1
税理士による赤松広隆後援会	島田 雄仁	3.12.17
なおき義郎を育てる会	猶木 義郎	4.5.1
名古屋・市民の会	田畑 和紀	3.12.28
みんなで笑顔をつくる会	西谷 清宏	4.4.30

4 法第19条第2項の規定に基づく届出に係る資金管理団体の名称等

資金管理団体の届出をした者(代表者)の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日
兼子 義信	知立市議会議員	かねこ義信後援会	知立市西町亀池8番地1	令和4.5.2
柴田 澄子	一宮市議会議員	生活経済政策研究会	一宮市今伊勢町本神戸中町3	4.5.25
田畑 和紀	愛知県議会議員	名古屋・市民の会	名古屋市中村区大宮町2丁目36番地	4.5.12

5 法第19条第3項第2号の規定に基づく届出に係る資金管理団体でなくなった団体の名称等

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	資金管理団体でなくなった年月日
岸本 洋美	岸本洋美後援会	令和4.5.1
猶木 義郎	なおき義郎を育てる会	4.5.1

6 法第19条第3項第3号の規定に基づく届出に係る異動事項等

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	異動事項の内容		異動年月日
			新	旧	
田中 克典	克典会	主たる事務所の所在地	豊川市千歳通2-14-1	豊川市西豊町3-113	令和2.3.4
		主たる事務所の所在地	豊川市赤代町3-5-1	豊川市千歳通2-14-1	4.3.28
森本 和義	森の会	主たる事務所の所在地	長久手市久保山1810	長久手市坊の後1401	4.5.20

愛知県選挙管理委員会告示第40号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定に基づく政治団体の解散の届出について、立憲民主党愛知県第15区総支部から訂正届の提出があったので、令和4年愛知県選挙管理委員会告示第15号（政治団体の設立等の届出）の一部を次のように訂正する。

令和4年7月5日

愛知県選挙管理委員会委員長 加藤 茂

3 法第17条第1項の規定に基づく届出に係る政治団体の名称等〔政党の支部〕の立憲民主党愛知県第15区総支部の項中「令和3.12.31」を「令和4.1.18」に訂正する。

## 公 告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条の規定により、次のように落札者等について公示します。

令和4年7月5日

愛知県知事 大村 秀章

〔契約に関する事務を担当する本庁各課又はかいの名称及び所在地〕

愛知県感染症対策局感染症対策課 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

〔掲載順序〕

①物品等又は特定役務の名称及び数量 ②落札者又は随意契約の相手方を決定した日 ③落札者又は随意契約の相手方の住所及び氏名 ④落札金額又は随意契約に係る契約金額 ⑤契約の相手方を決定した手続 ⑥随意契約の理由

①新型コロナウイルス感染症抗原定性検査簡易キット 50,000人分 ②令和4年5月26日 ③東京都千代田区永田町2丁目9-6 十全ビル803 山王医療サービス株式会社 ④51,876,000円 ⑤随意契約 ⑥地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第5号該当

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により大規模小売店舗の新設の届出があった。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4箇月以内に限り、愛知県に対し意見書の提出により意見を述べる事ができる。

令和4年7月5日

愛知県知事 大村 秀章

- 1 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
株式会社フジケングループホールディングス  
岡崎市戸崎町字藤狭1番地9  
代表取締役 牧 功
- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ズースクエア岡崎店  
岡崎市上和田町字森崎45番
- 3 大規模小売店舗の新設をする日  
令和5年2月7日
- 4 大規模小売店舗の概要

届 出 事 項		概 要	
小売業を行う者	氏名又は名称	株式会社エンチョー	
	代表者の氏名	代表取締役 遠藤 秀男	
	住所	静岡県富士市中央町2丁目12番12号	
	その他小売業を行う者	なし	
店舗面積の合計		1,503㎡	
施設の配置に関する事項	駐車場	位置	縦覧による
		収容台数	51台
	駐輪場	位置	縦覧による
		収容台数	10台
	荷さばき施設	位置	縦覧による
		面積	45㎡

施設の運営方法に関する事項	廃棄物等の保管施設	位置	縦覧による
		容量	7.26m <sup>3</sup>
	小売業を行う者の開店時刻	午前7時	
	小売業を行う者の閉店時刻	午後9時	
	来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前6時30分から午後9時30分まで	
駐車場の自動車の出入口	数	2箇所	
	位置	縦覧による	
荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯	午前6時から午後8時まで		

5 届出の日

令和4年6月6日

6 届出等の縦覧場所

愛知県経済産業局中小企業部商業流通課（名古屋市中区三の丸三丁目1-2）

7 届出等の縦覧の期間及び時間

令和4年7月5日（火）から令和4年11月7日（月）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時30分まで

8 意見書の提出期限及び提出先

令和4年11月7日（月）

愛知県経済産業局中小企業部商業流通課

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4箇月以内に限り、愛知県に対し意見書の提出により意見を述べることができる。

令和4年7月5日

愛知県知事 大村 秀章

1(1) 大規模小売店舗を新設する者又は設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

有限会社京登

名古屋市南区赤坪町191番地1

代表取締役 堀田茂富市

(2) 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンタウン刈谷

刈谷市東境町道根1番地2ほか124筆

(3) 大規模小売店舗の変更の日

縦覧による。

(4) 大規模小売店舗の変更の事項及び概要

届出事項	変更前	変更後
小売業を行う者 氏名又は名称	イオンビッグ株式会社	変更前に同じ
代表者の氏名	代表取締役 宮崎 剛	代表取締役 小林健太郎
住所	名古屋市中村区名駅五丁目25番8号	変更前に同じ
その他小売業を行う者	14名（縦覧による）	13名（縦覧による）

(5) 大規模小売店舗の変更の理由

小売業者の代表者及び住所の変更、事業承継、誤記修正並びに入退店のため。

(6) 届出の日

令和4年6月1日

(7) 届出等の縦覧場所

愛知県経済産業局中小企業部商業流通課（名古屋市中区三の丸三丁目1-2）

(8) 届出等の縦覧の期間及び時間  
 令和4年7月5日(火)から令和4年11月7日(月)まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前9時から午後5時30分まで

(9) 意見書の提出期限及び提出先  
 令和4年11月7日(月)  
 愛知県経済産業局中小企業部商業流通課

2(1) 大規模小売店舗を新設する者又は設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イオンタウン株式会社  
 千葉市美浜区中瀬一丁目5-1  
 代表取締役 加藤 久誠

(2) 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 イオンタウン豊橋橋良  
 豊橋市橋良町字向山20-1ほか1筆

(3) 大規模小売店舗の変更の日  
 縦覧による。

(4) 大規模小売店舗の変更の事項及び概要

届出事項		変更前	変更後
小売業を行う者	氏名又は名称	マックスバリュ東海株式会社	変更前に同じ
	代表者の氏名	代表取締役 神尾 啓治	同
	住所	浜松市東区篠ヶ瀬町1295番地1	同
	その他小売業を行う者	なし	3名(縦覧による)

(5) 大規模小売店舗の変更の理由  
 小売業者の誤記修正及び入店のため。

(6) 届出の日  
 令和4年6月1日

(7) 届出等の縦覧場所  
 愛知県経済産業局中小企業部商業流通課(名古屋市中区三の丸三丁目1-2)

(8) 届出等の縦覧の期間及び時間  
 令和4年7月5日(火)から令和4年11月7日(月)まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。)の午前9時から午後5時30分まで

(9) 意見書の提出期限及び提出先  
 令和4年11月7日(月)  
 愛知県経済産業局中小企業部商業流通課

3(1) 大規模小売店舗を新設する者又は設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社フィールホールディングス  
 名古屋市昭和区鶴舞二丁目21番6号  
 代表取締役 蟹江 義雄

(2) 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 フィールとこなめ店  
 常滑市千代ヶ丘5丁目100ほか

(3) 大規模小売店舗の変更の日  
 令和4年5月27日

(4) 大規模小売店舗の変更の事項及び概要

届出事項		変更前	変更後
大規模小売店舗の名称及び所在地		(仮称) フィール常滑店 常滑市千代ヶ丘5丁目100ほか	フィールとこなめ店 常滑市千代ヶ丘5丁目100ほか
小売業を行う者	氏名又は名称	株式会社フィールコーポレーション	変更前に同じ
	代表者の氏名	代表取締役 蟹江 義雄	同
	住所	名古屋市昭和区鶴舞二丁目21番6号	同
	その他小売業を行う者	未定	2名(縦覧による)

- (5) 大規模小売店舗の変更の理由  
店舗名称の変更及び小売業者の入店のため。
- (6) 届出の日  
令和4年6月6日
- (7) 届出等の縦覧場所  
愛知県経済産業局中小企業部商業流通課（名古屋市中区三の丸三丁目1-2）
- (8) 届出等の縦覧の期間及び時間  
令和4年7月5日（火）から令和4年11月7日（月）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時30分まで
- (9) 意見書の提出期限及び提出先  
令和4年11月7日（月）  
愛知県経済産業局中小企業部商業流通課

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4箇月以内に限り、愛知県に対し意見書の提出により意見を述べる事ができる。

令和4年7月5日

愛知県知事 大村 秀章

- 1 大規模小売店舗を新設する者又は設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
ベルウッド株式会社  
碧南市港本町4番地18  
代表取締役 鈴木 敏弘
- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ショッピングセンタースカイタウン  
碧南市幸町7丁目65番地
- 3 大規模小売店舗の変更の日  
令和4年6月30日
- 4 大規模小売店舗の変更しようとする事項及び概要

届出事項	変更前	変更後
施設の運営方法に関する事項	小売業を行う者の開店時刻 午前9時	午前7時
	小売業を行う者の閉店時刻 午後9時50分	変更前に同じ
	来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前8時30分から午後10時まで	午前6時30分から午後10時まで

- 5 大規模小売店舗の変更の理由  
店舗運営計画の見直しのため。
- 6 届出の日  
令和4年6月3日
- 7 届出等の縦覧場所  
愛知県経済産業局中小企業部商業流通課（名古屋市中区三の丸三丁目1-2）
- 8 届出等の縦覧の期間及び時間  
令和4年7月5日（火）から令和4年11月7日（月）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時30分まで
- 9 意見書の提出期限及び提出先  
令和4年11月7日（月）  
愛知県経済産業局中小企業部商業流通課

次のとおり一般競争入札に付します。

なお、本調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約に該当する場合があります。

令和4年7月5日

愛知県知事 大村 秀章

- 1 調達内容
  - (1) 調達案件の名称及び数量

愛知県立農業大学校始め3施設で使用する電気

予定使用電力量 1,786,400kWh

各施設の名称、所在地及び予定使用電力量等については、入札説明書で示すとおりです。

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書で示す仕様等とします。

(3) 履行期間

令和4年10月1日(土)から令和5年9月30日(土)まで

(地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3の規定に基づく長期継続契約)

(4) 履行場所

入札説明書で示す場所とします。

(5) 入札方法

ア この入札は、あいち電子調達共同システム(物品等)のサブシステムである電子入札システム(以下「電子入札システム」という。)により実施するため、電子署名及び認証業務に関する法律(平成12年法律第102号)に基づき主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行した電子証明書又は商業登記法(昭和38年法律第125号)に基づき登記官が作成した電子証明書のうち、一般財団法人日本建設情報総合センターが提供する電子入札コアシステムに対応した証明書を格納しているカード(以下「ICカード」という。)が必要です。

電子入札システムにより難しい場合は、紙による入札書の提出により入札に参加することができます。

イ 詳細な入札方法は、愛知県物品等電子調達実施要領によるものとします。

アドレス <https://www.pref.aichi.jp/soshiki/chotatsu/0000017537.html>

ウ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 競争参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) この公告の日から開札の日までの期間において、「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」(平成24年6月29日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結)1(1)アに規定する調達契約からの排除措置を受けていない者であること。

(3) この公告の日から開札の日までの期間において、愛知県会計局及び愛知県建設局が定める指名停止取扱要領等に基づく指名停止を受けていない者であること。

(4) 物品の製造等に係る愛知県入札参加資格者名簿(令和4年4月～令和6年3月)「01. 物品の製造・販売」のうち「35. 電力」に登録されている者であること。

(5) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条の2の規定により経済産業大臣の登録を受けている小売電気事業者であること。

(6) 「愛知県電力の調達に係る環境配慮方針」(令和4年5月31日付け4地温第116号愛知県環境局長通知)第5条に定めるところにより電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報を開示している者(開示したとみなされる者を含む。)で、同環境配慮方針別表1「愛知県環境に配慮した電力調達契約評価基準」により算定した環境評価基本項目の評価点の合計点数が70点以上(70点に満たない場合にあっては、同環境配慮方針第4条(2)の環境評価加点項目を加えた合計点数が70点以上)のものであること。

3 入札説明書の交付方法等

(1) 入札説明書の交付方法

令和4年8月1日(月)から令和4年8月17日(水)までの電子入札システムの稼働時間内に、電子入札システムにアクセスし、ダウンロードして入手してください。

アドレス <https://www.buppin.e-aichi.jp/index.html>

なお、電子入札システムの稼働時間は、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日及び12月29日から翌年1月3日までの日以外の日の午前8時から午後8時までです。

(2) 入札期間

令和4年8月19日(金)午前9時から令和4年8月24日(水)午後5時まで(電子入札システムの稼働時間は、(1)のとおり。)

(3) 開札の日時及び場所

令和4年8月25日(木) 午前10時

愛知県立農業大学校管理課

(4) 契約条項を示す場所及び問合せ先

愛知県立農業大学校管理課庶務・会計グループ

岡崎市美合町字並松1-2(郵便番号444-0802)

電話(0564)51-1601

4 その他

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 入札保証金  
入札に参加しようとする者は、見積金額の100分の5以上の金額の入札保証金（愛知県財務規則（昭和39年愛知県規則第10号。以下「財務規則」という。）第152条の4に定める入札保証金に代わる担保を含む。）を開札期日までに納めなければなりません。ただし、財務規則第152条の3の規定により、全部又は一部の納付を免除されたときは、この限りではありません。
- (3) 入札の無効  
財務規則第152条(入札の無効)の規定に該当する入札及びICカードを不正に使用して行った入札は、無効とします。
- (4) 契約書作成の要否  
要
- (5) 競争入札参加者に要求される事項  
入札に参加しようとする者は、競争入札参加資格確認申請書及び2(5)の資格を有することを証明する書類を令和4年8月1日（月）午前9時から令和4年8月17日（水）午後5時までの間に電子入札システムにより、又は3(4)の場所に書面により提出しなければなりません（電子入札システムの稼働時間は、3(1)のとおり。）。なお、提出した書類について説明を求められたときは、これに応じなければなりません。期限までに競争入札参加資格確認申請書及び証明書類を提出していない者並びに入札参加資格がないと認められた者は、入札に参加することができません。
- (6) 落札者の決定方法  
財務規則第153条第1項の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。
- (7) その他  
詳細は、入札説明書によります。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of products to be purchased: Electricity to be used in Aichi College of Agriculture and two other offices. Estimated amount required 1,786,400 kWh.
- (2) Bidding period: 9:00 a.m., August 19, 2022 - 5:00 p.m., August 24, 2022
- (3) Contact point for the notice: Accounting Group, Administration Division, Aichi College of Agriculture  
1-2 Namimatsu, Miai-cho, Okazaki-shi, Aichi 444-0802 Japan  
Tel. 0564-51-1601

次の都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定に基づき許可した開発行為に関する工事は完了した。

令和4年7月5日

愛知県知事 大村 秀章

許可番号	許 可 年 月 日	開発許可を受けた者の氏名	開発許可を受けた者の住所	開発区域に含まれる地域の名称
3尾建 96-129	令和 3. 9.16	石黒すま子	西春日井郡豊山町大字豊場字伊勢山395	西春日井郡豊山町大字豊場字野田153及び154
3尾建 96-180	3.12.13	S Sリアルエステイト株式会社 代表取締役 筒井 伸晃	豊田市東新町六丁目12-5	日進市折戸町孫三ヶ入32-4及び32-8
3尾建 96-282	4. 3.30	有限会社宝製作所 取締役 丹羽 昭夫	丹羽郡大口町奈良子一丁目254	丹羽郡大口町替地二丁目2ほか4筆
3尾建 96-104	3. 8.17	横井 理浩	あま市坂牧郷101	あま市坂牧西之宮62
3尾建 96-127	3. 9.21	株式会社パロマ 代表取締役 小林 弘明	名古屋市瑞穂区桃園町6-23	丹羽郡大口町外坪五丁目105-1ほか20筆
4尾建 96-40	4. 6.13	黒川 勝寛	海部郡蟹江町大字蟹江新田字上芝切174	弥富市鍋平二丁目100-1及び100-2

**雑 報**

名古屋高速道路公社公告第2号

令和2年名古屋高速道路公社公告第1号（名古屋高速道路の料金及び料金の徴収期間の変更）の一部を次

のように改正し、令和4年7月6日から実施する。

令和4年7月5日

名古屋高速道路公社理事長 新開輝夫

1 2 基本料金の額(2)に次のように加える。

エ リフレッシュ工事等に伴う料金調整

名古屋高速道路等の特定区間におけるリフレッシュ工事等を実施するに当たり、交通の分散等を目的として償還に支障のない範囲において名古屋高速道路の料金を調整するときには、料金の調整を行う自動車、料金調整額、実施期間等について事前に国土交通大臣に届け出るものとする。

2 3 特別の措置の表D及び4 基本料金及び特別の措置における割引(1)カ(ア)の表2中「名古屋西ジャンクション南インターチェンジ」を「千音寺南インターチェンジ」に改める。

3 4 基本料金及び特別の措置における割引(1)カ(ア)の表2中「名四西インターチェンジ」を「飛島北インターチェンジ」に改める。

